

第6 「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて」通達関係

平成元年3月1日付直法2-1「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

改正後	改正前
（少額の減価償却資産の取得価額等の判定） 9 …………… 措置法に規定する特別償却等において定められている金額基準又は措置法第61条の4第3項第2号《<u>交際費等の範囲から除かれる飲食等のために要する費用</u>》に規定する金額基準についても、同様とする。 （資産の評価損益等に係る時価） 10 <u>資産又は時価評価資産について、次に掲げる規定を適用する場合におけるそれぞれ次に定める価額は、当該資産又は当該時価評価資産につき法人が適用している税抜経理方式又は税込経理方式に応じ、その適用している方式による価額をいうものとする。</u> (1) <u>法第25条第3項《資産評定による評価益の益金算入》 令第24条の2第5項第1号《再生計画認可の決定等の事実が生じた場合の評価益の額》に規定する「当該再生計画認可の決定があった時の価額」</u> (2) <u>法第33条第2項《資産の評価換えによる評価損の損金算入》 同項に規定する「評価換えをした日の属する事業年度終了の時における当該資産の価額」</u> (3) <u>法第33条第3項《資産評定による評価損の損金算入》 令第68条の2第</u>	（少額の減価償却資産の取得価額等の判定） 9 …………… 措置法に規定する特別償却等において定められている金額基準についても、同様とする。 （資産の評価損等に係る時価） 10 <u>法第33条第2項《資産の評価損の損金算入》の規定を適用する場合における「評価換えをした日の属する事業年度終了の時における当該資産の価額」又は法第61条の11第1項若しくは第61条の12第1項《連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益》の規定を適用する場合における法第61条の11第1項に規定する「時価評価資産」に係る「その時の価額」は、当該資産又は当該時価評価資産につき法人が適用している税抜経理方式又は税込経理方式に応じ、その適用している方式による価額をいうものとする。</u>

4項第1号《再生計画認可の決定等の事実が生じた場合の評価損の額》に規定する「当該再生計画認可の決定があった時の価額」

(4) 法第61条の11第1項又は第61条の12第1項《連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益》 法第61条の11第1項に規定する「時価評価資産」に係る「その時の価額」

(5) 法第62条の9第1項《非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益》 同項に規定する「時価評価資産」に係る「非適格株式交換等の直前の時の価額」又は「その時の価額」

(注) 令第24条の2第4項第4号《評価益計上資産から除かれる資産の範囲》に規定する「資産の価額」又は令第122条の12第1項第4号若しくは令第123条の11第1項第4号《時価評価資産から除かれる資産の範囲》に規定する「資産の価額」についても、同様とする。

(注) 法人の有する資産が時価評価資産等に該当するかどうかの判定を行う場合における令第122条の12第1項第4号《時価評価資産から除かれる資産の範囲》に規定する「資産の価額」についても、同様とする。